

亀山市告示第68号

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱（平成24年亀山市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2分の1に相当する額」を「全額」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に保証協会に支払った保証料について適用し、同日前に支払った保証料については、なお従前の例による。